

令和 5 年度第 2 回岡山支部評議会 議事概要

開催日時	令和 5 年 10 月 20 日（金） 14：00～15：45
開催場所	第一セントラルビル 2 号館 8 階会議室 Ivy
出席評議員	学識経験者：浜田評議員（議長）・中浜評議員・水田評議員 事業主代表：大塚評議員・平山評議員 被保険者代表：野村評議員・田原評議員・山本評議員
議 題	1. 令和 6 年度保険料率について 2. 令和 6 年度支部事業計画及び支部保険者機能強化予算の策定に向けた意見聴取

各議題について、事務局より資料に基づいて説明。

議題 1. 令和 6 年度保険料率について

<被保険者代表>

賃金上昇率の数字（割合）については、実質賃金を加味した設定になっているのか。

<事務局>

2023 年度と 2024 年度は直近の実績をもとに推計している。2025 年度以降分は、これまでの平均標準報酬月額増減率をもとに推計している。いずれの設定にせよ中長期的な視点でできるだけ保険料率 10%を維持して準備金を積み立てておきたいと考えている。

<事業主代表>

団塊の世代が後期高齢者になり、医療費がよりひっ迫していく状況になるのは理解できるので、保険料率の上昇をどこまで遅らせることができるかが重要と考えている。

<事務局>

保険者としては、加入者に健診受診を促す事業等を推進し、できるだけ医療費を削減できるよう努力していきたい。

<学識経験者>

保険料率の試算例にある賃金上昇率 0.7%は名目値、他方医療機関側は物価上昇にあわせて診療報酬もあげてほしいという意見があるが、そこは不確定な要素。ただ高齢者の人口が増加する中で支援金は上げていかざるを得ない。そのような状況下で数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しであるという理解でよいか。

<事務局>

おしゃっていただいた通り。そのため重ねて、保険者としてはできるだけ長く保険料率 10%を維持していく方針であることをご理解いただきたい。

<学識経験者>

保険料率 10%維持に異論はなし。健康保険組合が解散して、協会けんぽに編入してくることに
ついての影響はあるか。

<事務局>

健康保険組合も赤字をかかえる組合が多い。健康保険組合が解散して、協会けんぽに編入してく
る場合でも、準備金等精算した上で債権、債務をそのまま継承し編入してくる。ただ健康保険組合
も厳しい状況であることは変わらないので影響は何とも言えない。

<学識経験者>

健康保険組合の保険料率は 10%を超えていないのか。

<事務局>

10%を上回る健康保険組合もある。10%を上回っている健康保険組合が今後協会けんぽへの編
入を検討することは考えられる。

<被保険者代表>

保険料率 10%維持で異論はない。できるだけ 10%を維持できる体制づくりが重要。

<被保険者代表>

最低賃金の上昇もあり、社員の賃金も上がったが、雇用者側も苦しい状況ではある。保険料率
10%を維持していただきたい。

<事業主代表>

保険料率 10%維持で異論はない。今、保険料率を上げて被保険者や事業主の自己負担を増やす
のは望ましくない。賃金上昇だけでなく、被保険者や事業主の支出とあわせて判断していく必要が
ある。

<事業主代表>

できるだけ保険料率 10%維持でお願いしたい。後期高齢者増加の影響も実際見えにくい状況な
ので。

<学識経験者>

議題 1 の論点に対して、平均保険料率 10%維持で一致として良いか、保険料率の変更時期につ
いては令和 6 年 4 月納付分（3 月分）からとして良いか。

→反対意見なし

議題 2. 令和 6 年度支部事業計画及び支部保険者機能強化予算の策定に向けた意見聴取

<事業主代表>

コレステロール値等が高い人に食事改善のセミナー参加を促すのは難しいのではないか。

<事務局>

おっしゃっていただいた通り。ただ、健康経営で事業所訪問させていただく中で、セミナー等の開催要望のご意見をいただきました。ご要望のあった健康経営を実施している事業所様からセミナー開催を始めたいと考えている。

<事業主代表>

傷病手当金の支給における精神及び行動の障害とはどういう区分けか。

<事務局>

傷病手当金支給申請書に記載されている傷病名をもとに分類している。傷病手当金は就労されている方がメンタルの不調などで会社を休職した場合に請求できるもの。保険者としては、メンタル不調にならないように、専門の講師にお話しいただくセミナーを検討している。健活企業を対象に、社員がメンタル不調にならないよう、問題意識をもった事業所からの要望をとりまとめ、会社の中の特定の従業員ではなく、希望する従業員全員に集まっていただいてセミナーを開催する事業を検討している。

<学識経験者>

二次勧奨域対象者のようなハイリスクかつ受診しない方にどのように指導していくのか。

<事務局>

特定保健指導の対象者である可能性があるので保健指導を行う。通知して連絡いただいた方に受診勧奨していく。現在も保健師・管理栄養士から対象者に受診勧奨の手紙の送付は行っている。

<事業主代表>

薬に頼るよりも、運動改善や食事改善を推奨していくのは望ましい。

<事務局>

集団講話で意識付けができれば健康意識が高まると考える。血圧や血糖値など各々の数値だけならまだ大丈夫でも、総合的にみるとリスクが高い方に改善を促していくことも重要と考えている。

特に反対意見なし。

特記事項

傍聴者なし

次回は令和6年1月17日（水）開催予定